

一般社団法人福祉・介護移送ネットワークACT
定款

平成24年 1月17日作成

平成 年 月 日公証人認証

平成 年 月 日法人設立

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人福祉・介護移送ネットワークACTと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、介護福祉向上の為の情報提供及び調査研究並びに介護事業設立支援及び運営支援を行う事により介護福祉事業者に対し事業運営の知識の普及を図り、もって利用者への利便性の向上を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 介護タクシーの配車コールセンターの運営
- (2) 介護サービス事業
- (3) 介護事業者及び介護事業所のスキルアップを目指したセミナーの企画運営事業
- (4) 介護福祉事業に関するコンサルタント業務
- (5) 国内及び海外の介護福祉事業に関する調査研究並びに情報提供
- (6) 障害者及び高齢者の生活支援事業
- (7) 介護事業者等からの各種問合せ、注文受付、販売業務等の受託
- (8) 介護福祉事業への就職活動支援及び職業紹介
- (9) 介護福祉業界の交流会の企画運営
- (10) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 準会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人

(入 会)

第6条 新たに入会を希望する者は、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 当法人の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 10, 000円
- (2) 準会員 200, 000円

2. 当法人の年会費及び月会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 600, 000円（月会費50, 000円）
- (2) 準会員 120, 000円（月会費10, 000円）

(任意退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会日の1か月以上前までに当法人に対して書面により予告をするものとする。

(除 名)

第9条 当法人の会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、第16条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免ることはできない。

2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

（社員総会）

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（構成）

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

（権限）

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招 集)

第15条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。ただし、全ての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2. 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各正会員に対して発する。

(決 議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、各社員1名につき1個とする。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、当該社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

理事 2名以上

(選任等)

第21条 理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（代表理事の選定及び職務権限）

第23条 当法人は、代表理事を1名置き、理事の互選により定める。

2. 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

（役員の報酬等）

第24条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

（取引の制限）

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

（損害賠償責任及び責任の一部免除）

第26条 当法人は、役員の一般法人法第111条1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基 金

（基金の拠出）

第27条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

（基金の募集）

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するも

のとする。

(基金の拠出者の権利)

第29条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行なうものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第33条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 本定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第35条 当法人は、次の事由を持って解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年1月31日までとする。

(設立時の理事及び代表理事)

第38条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	鎌倉 安男
設立時理事	鎌倉 真祐美
設立時理事	山里 剛
設立時理事	中村 敏彦

設立時代表理事 鎌倉 安男

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第39条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

名古屋市守山区大字中志段味字南原2686番地の248

設立時社員 鎌倉 安男

名古屋市守山区大字中志段味字南原2686番地の248

設立時社員 鎌倉 真祐美

愛知県春日井市朝宮町2丁目7番地6

設立時社員 山里 剛

名古屋市中村区京田町1丁目31番地

設立時社員 中村 敏彦

(法令の準拠)

第40条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人福祉・介護移送ネットワークACT設立に際し、設立時社員
鎌倉安男外3名の定款作成代理人である行政書士有明園子は、電磁的記録である本
定款を作成し、電子署名をする。

平成24年 1月17日

設立時社員 鎌倉 安男

設立時社員 鎌倉 真祐美

設立時社員 山里 剛

設立時社員 中村 敏彦

上記社員らの定款作成代理人

行政書士 有明園子